

# 「障害者の権利に関する条約」の批准・発効にあたっての声明

2014年2月19日  
愛知障害フォーラム（ADF）

2013年12月4日、「障害者の権利に関する条約」の批准が国会で承認され、2014年1月20日に、批准書が国連に寄託されました。これにより、本年2月19日に我が国において条約の効力が生ずることになりました。

条約の批准・発効は、私たち愛知障害フォーラム（ADF）のみならず、日本の障害者およびその団体が長年にわたって、待ち望んでいたものです。同条約は、障害に関する考え方を根本から変え、障害者の権利を確保するための新たな国際的基準です。

私たちは同条約の批准・発効を心から歓迎するとともに、関係者の皆さまのこれまでのご尽力に深く敬意を表します。

日本政府は2007年9月に同条約に署名をし、2009年3月には条約批准の動きがあったそうですが、法整備抜きの拙速な批准は認められないといった障害者団体からの強い主張を受け、とどまっと聞いています。

その後、2010年から始まった障害者制度改革により、障害者基本法の抜本改正、障害者総合支援法、障害者差別解消法の成立など、まだまだ課題はあるものの、具体的な法整備を経たうえでの条約批准・発効は大きな意義があるものといえます。

そして、この間の障害者制度改革は、障害当事者参画による「Nothing about us without us!（私たち抜きに私たちのことを決めてはならない）」という同条約の精神に基づいたものです。

私たちは日本における批准・発効を歓迎する一方で、このことは一つの通過点であり、今後は条約の完全実施という第2ステージを迎えたと認識しています。

障害者総合支援法の検討規定への対応や、障害者差別解消法の施行に向けた取り組みをはじめ、国内の各種法制度には、多くの課題が残されており、障害者制度改革は未だ道半ばであるといえます。

今回の条約批准・発効を機に、今後も、障害の有無によって分け隔てられることなく、地域で安心して生活できるインクルーシブな社会の実現に向けた活動に、障害当事者や家族、支援者をはじめとするすべての方々と共に、取り組んでいく決意です。